

陳情第59号	受理年月日	平成29年11月30日
付託委員会	保健病院委員会	
件名	生活保護の一時扶助等の情報提供について	
<p>要 旨</p> <p>生活保護費は、食費や被服費、水光熱費や各種家財などの購入費相当の生活扶助費(単身者で月額7万5,000円前後)と家賃(単身者で最大2万9,000円)が支給される。ところが、親族が危篤に陥っている場合や死亡した場合の葬儀参列のための交通費、住居の維持補修費や契約更新時の火災保険料、紙おむつが必要になったときの経費などは、通常的生活扶助の中には含まれていないので、受給者が別に申請することになっている。</p> <p>しかし、保護受給者がこの一時扶助の制度等を理解していないときには、誰かが教えてくれなければ制度を使えない。無理にお金を払ったために、家賃や光熱費・電話代などの支払いができなくなって行き詰まる例が見られる。保護開始のときに渡されるしおりには、一時扶助の説明があるが、不十分で担当職員に尋ねるとそんなものは出せないとか、ダメだと言われて、諦めてしまうことも少なくない。</p> <p>このようなときに一時扶助制度等の全体を網羅した手引きのようなものがあれば、正しい情報が得られて、不時の大きな出費による生活破綻を避けることができる。</p> <p>については、次のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 生活保護の一時扶助制度等の全体がわかる手引きを作成し、保護受給者に周知すること。</p> <p>2 一時扶助等の利用が必要と思われるときや利用相談を受けたときは、懇切かつ正確な情報提供を行うよう職員に周知徹底すること。</p>		